

保安規程（電気事業用電気工作物）の変更届出について

平成19年7月31日
北陸電力株式会社

本日、当社は、電気事業法の規定に基づき、保安規程(電気事業用電気工作物)の変更について経済産業大臣に届出いたしました。

今回の変更は、発電設備の総点検結果に関する行政処分として指示された、経済産業大臣からの「保安規程の変更命令について」（平成19年5月7日付け）に対応するものです。

当社は引き続き再発防止対策を確実に実行するとともに、電力設備の保安に万全を期してまいります。

以上

添付資料 保安規程変更の概要について

保安規程：事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために定めたもの。変更した場合、事業者は遅滞なく国へ届出する義務がある。

保安規程変更の概要について

以下の3項目について変更。

1. 主任技術者の位置付け

主任技術者について、独立性の確保、十分な責任と権限の付与、適切な規模の責任範囲に関する部分を見直し。

2. 保安教育の充実

電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対する保安教育の中に、電気事業法及びこれに係る法令に関する事項を追加し法令教育を強化。

3. 工事計画届出に関する規定の明確化

電気事業法に基づく工事計画の届出に関する社内のチェック体制を明確化。

主任技術者：

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う者で、事業者が、国の免状を受けた者の中から選任し、国に届け出ることになっている。

その免状には、電気、ダム水路、ボイラー・タービンの3種類がある。

以 上